

日倉(総)第 0053 号  
平成 30 年 6 月 19 日

各地区倉庫協会長 様

一般社団法人 日本倉庫協会  
会長 松 井 明 生

### 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

この度、厚生労働省労働基準局長より別紙の通り通知がありました。

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準告示」等とあいまって、交通労働災害の防止を図るための指針となるものであり、同省では、事業者に対し、これに基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等を求めてきましたが、平成 30 年 4 月 20 日に、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令(平成 30 年国土交通省令第 40 号)が公布され、6 月 1 日より施行されることを踏まえ、本ガイドラインの一部を別紙(新旧対照表)のとおり改正することとなりました。

つきましては、改正点を含めた本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、事業所に対して周知徹底を図られるなど、睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、乗務開始前の点呼等の実施、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただきますよう、貴協会会員事業者にご周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上